

## 令和7年国勢調査志布志市実施本部設置要領

### (設置)

第1条 令和7年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施に当たり、国勢調査を円滑かつ確実に遂行し、その万全を期すため、令和7年国勢調査志布志市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 実施本部は、本部長、副本部長、参与、事務局長及び事務局員をもって組織する。

2 実施本部の事務局は、総合政策課に置く。

3 事務局に総務班、調査指導班を置く。

### (構成員)

第3条 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、総務課長をもって充てる。

2 参与は、各課（局）長をもって充てる。

3 事務局長は、総合政策課長をもって充てる。

4 事務局員は、総合政策課職員及び本部長が指名する職員をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、実施本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 参与は、実施本部の事務及び調査の推進に協力する。

4 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を統括する。

5 事務局員は、上司の命を受け、それぞれの分掌事務を処理する。

### (事務分掌)

第5条 各班の事務分掌は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

#### (1) 総務班

ア 人事、予算、経理及び広報に関すること。

イ 調査実施の企画、立案、関係書類の整理及び提出に関すること。

ウ その他、調査指導班に属さない事務及び連絡調整に関すること。

#### (2) 調査指導班

ア 指導員及び調査員の指導に関すること。

イ 調査関係書類の審査に関すること。

### (設置期間)

第6条 この要領に基づく実施本部の設置期間は、令和7年4月21日から令和

8年2月28日までとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、実施本部の設置に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月21日から施行する。

# 令和7年国勢調査志布志市実施本部組織図

